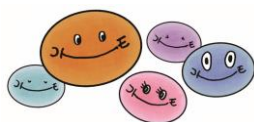


親と子のしおり

～ひとり親家庭の方へ～



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」



入間市役所 こども支援課

令和8年7月改訂

・・・親と子のしおり・・・

このしおりは、ひとり親家庭の方や寡婦(夫)の方が安心して自立した生活を送れるように、入間市で行っている経済的支援、生活支援、就労支援などの制度や事業を紹介しています。子育て支援に関する情報を幅広くご案内するために、ひとり親家庭以外の方も利用できる制度も掲載していますが、紙面の都合上掲載しきれない内容もあることをご了承願います。

***親と子のしおりを有効に利用し、生活の安定と向上を実現されるとともに、
お子さまが健やかに成長される一助となれば幸いです。***

※ここに掲載している制度の情報は令和8年7月現在のものです。法律の改正等に伴う内容の変更や金額の変更などがある場合がありますので、詳しくは各担当にお問い合わせください。

・・・ひとり親家庭とは・・・

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が子を扶養している母子家庭・父子家庭のことをいいます。

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者と死別した方
- ・ 配偶者が精神又は身体の障がいにより就労できない方
- ・ 配偶者の生死が明らかでない方
- ・ 配偶者から 1 年以上遺棄されている方
- ・ 配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令が出された方
- ・ 配偶者が法令により長期間拘禁されている方
- ・ 未婚により母となった方

一 目 次

<u>1 相談窓口のこと</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 ～ 5
<u>2 お金のこと</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 ～ 14
<u>3 子ども・教育のこと</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15 ～ 18
<u>4 住まい・暮らしのこと</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 19
<u>5 しごと・資格取得のこと</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20 ～ 22
<u>6 こどもの未来のための新しいルール</u>	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23 ～ 27



1 相談窓口のこと

※相談は無料

相 談 種 目	相 談 内 容 / ◆ 相 談 員	利用時間	問い合わせ
母子・父子自立相談	ひとり親家庭や寡婦の方が自立して生活するために必要な情報提供や相談、個々の状況に応じた求職活動などに関する支援 ◆母子・父子自立支援員	9:00~16:30 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	市役所 こども支援課 ☎04-2964-1111 (内線 2359)
○母子家庭・ 父子家庭の相談 ○法律相談	『母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付』に関する事をはじめ、様々な相談 ◆県の母子・父子自立支援員 ◆就業支援専門員 ◆弁護士による法律相談 月 1~2 回、1 回 3 人まで、予約制、 1 人 40 分 面接（埼玉県浦和合同庁舎内 など）13:30~16:00（1 人 40 分 間）土日開催のみ託児有（無料）	9:00~17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	西部母子・父子福祉 センター (埼玉県西部福祉事務所 内) ☎049-283-7991
養育費・親子交流等の 相談	・養育費の額の変更はできるの？ ・面会交流にはどのような方法があり ますか？などの相談 ◆専門の相談員 (こども家庭庁委託事業) ☆養育費・親子交流相談支援センターのホ ームページがあります。	平日（水曜日を除く） 10:00~20:00 水曜日（祝日除く） 12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00 日曜日・振替休日の電 話相談はお休みです。	養育費・親子交流相談支 援センター（FPIC） 携帯電話からは… ☎03-3980-4108 フリーダイヤル ☎0120-965-419 メール相談 info@youikuhi.or.jp
女性のための 個別就労相談	ライフステージによって左右されがちな女 性の仕事や働き方、プライベートとの両立 など、働くことに関する不安や悩みの相談	毎月第 2・4 火曜日 10:00~15:00 (祝日・年末年始を除 く)	男女共同参画推進 センター 面接予約 ☎04-2964-2561 ※ LINE でも相談予約が できます。
女性の悩みごと相談 (DV 相談も含む)	女性の不安や悩みごとについて ◆女性相談員	電話：毎週水曜日 面接：毎週月・金曜日 (祝日・年末年始を除 く) 10:00~12:00 13:00~15:00	男女共同参画推進 センター 電話相談 ☎04-2964-2545 面接予約 ☎04-2964-2561 ※ LINE でも相談予約が できます。
共同親権等相談	ひとり親世帯の相談 —共同親権になると何が変わるの？ —養育費をもらっていないけど 法廷養育費って？…など ◆弁護士相談（対面） ◆相談員相談（電話・メール）	平日 10:00~16:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く)	埼玉県ひとり親 福祉連合会 ☎048-824-4330 ☆申込は HP のフォーム よりお願いします。

※利用にあたっては入間市 LINE 公式アカウントの友だち追加が必要です→P30 をご覧ください。

相 談 種 目	相 談 内 容 / ◆ 相 談 員	利用時間	問い合わせ
○弁護士による 法律相談 ○司法書士による 法律相談 ○行政書士による 相談 ○税理士による 税務相談	相続、離婚、借家等の法律上のトラブル ◆弁護士（予約制） 相続に伴う不動産登記、訴額 140 万円以 内の民事紛争等について ◆司法書士（予約制） 遺言書、外国人の入国在留等の相談 ◆行政書士（予約制） 所得税、相続税、贈与税等の国税に関する 相談 ◆税理士（予約制） ※事業に関連した相談は応じられません。	※相談日程は市公式 ホームページでご確認 ください。	人権推進課（総合相談支 援室内） 相談予約 ☎04-2964-1111 （内線 1311・1312）
消費生活相談	商品の表示、品質、契約、解約（訪問販 売、多重債務、架空請求等）の消費生活相 談 ⇒面接・電話相談可 ◆消費生活相談員	月～金曜日 （祝日・年末年始を除 く） 9：30～12：00 13：00～16：30	消費生活センター （直通） ☎04-2963-5199
子ども家庭相談	周りに相談できる人がいない、育児が不 安、イライラしてしまう…など。お子さん の養育や家庭に関する様々な相談 ◆子ども家庭支援員	9：00～16：30 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111
ヤングケアラーに 関する相談	ヤングケアラーに関する相談 ◆ヤングケアラー・コーディネーター	9：00～16：30 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111 （内線 2355・2358）
妊娠・出産・子育てに 関する相談	妊娠、出産や子育てに関する様々な悩みや 質問、相談 ◆保健師・助産師など	8：30～17：15 （日・祝日・ 年末年始を除く）	健康福祉センター 地域保健課 ☎04-2966-5513
	・妊娠、出産や子育てに関する相談、情報 提供など ・保育所（園）・幼稚園の入園準備の相談、 地域の子育て支援に関する情報提供など ・産前、産後ケア事業に関すること ◆利用者支援専門員・保健師・助産師	9：00～16：30 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	市役所 こども支援課 こども家庭センター担当 ☎04-2964-1111
就学相談	4 月に小学校へ入学予定のお子さんや、市 内小・中学校に在籍している児童生徒の保 護者の方を対象に、お子さんの生活や就学 に関する相談 ◆指導主事	9：00～16：00 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	教育委員会 教育センター ☎04-2964-8355
小・中学生とその保護 者の悩みごと相談	いじめ、不登校、学校生活、友達など悩み ごと全般 ◆教育相談員	9：00～16：00 （土・日・祝日・ 年末年始を除く）	教育委員会 教育センター 電話相談・来所相談予約 ☎04-2964-7830



2 お金のこと

《手当》

児童扶養手当

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

次の(1)～(8)のいずれかに該当する子どもを育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給されます。手当を受給するためには申請が必要です。申請した翌月からが対象となります。

◆子どもとは

18歳に達した年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障がい(「子どもの障がいの基準」のいずれかに該当)のある場合は20歳未満までです。

- (1) 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない子ども
- (2) 父または母が死亡した子ども
- (3) 父または母が一定の障がい(「父または母の障がいの基準」)の状態にある子ども
- (4) 父または母の生死が不明である子ども
- (5) 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- (6) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- (7) 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- (8) 婚姻によらないで生まれた子ども

所得制限あり

◆受給できないのは

- ・申請者や子どもが日本国内に住所がないとき
- ・子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く)に入所しているとき

②手当額

(月額) 【令和8年4月分から】

子どもの人数	全部支給の場合	一部支給の場合
1人の場合	48,050円	11,340～48,040円
2人目以降の加算額(1人につき)	11,350円	5,680～11,340円

③支給の時期と方法

支給月は原則として年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)の10日に、前月分までの手当が指定の金融機関に振り込まれます(土・日・祝日等は前日払いとなります)。

※現況届：毎年、11月分以降の児童扶養手当を受けるには現況届が必要です。

お手続きの時期に書類をお送りしますので、ご提出をお願いいたします。

※不足書類がある場合や必要な手続きがなされていない場合は、支払いが遅れます。

④所得制限

前年中の所得(1～10月分は前々年中の所得)により、手当の支給額が決定されます。なお、前年中に子どもの父又は母から支払われた養育費の8割分が所得に加算されます。

所得額(控除後の所得額)とは・・・

年間収入金額－必要経費(給与所得控除額)－8万円(社会保険料相当額)－諸控除＋養育費の8割分

※前年の所得が右表の限度額以上の場合は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

所得制限額

扶養 人数	本 人		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円
(本人)・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族1人につき10万円加算 ・特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の所得税法に定める控除対象扶養親族1人につき15万円加算			
(配偶者・扶養義務者)・扶養親族が2人以上の場合、老人扶養親族1人につき6万円加算 ただし、扶養親族が老人のみの場合は、2人目から加算			
・扶養義務者とは：直系血族（父母、祖父母、子など）及び兄弟姉妹をいいます。 住民票上世帯が別になっていても、住所が同一の場合には同居の扶養義務者とみなされます。			

※児童扶養手当の請求者または子どもが公的年金等（遺族年金、障害年金^{注1}、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受けられるときは、以下のお手続きが必要です。

公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

注1 障害年金は令和3年3月分から制度改正により併給可となりました。

詳細は市役所こども支援課にお問い合わせください。

◆ 公的年金等を新たに受給する場合

⇒速やかに市役所こども支援課へお問い合わせください。

◆ 公的年金等が過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金等を受給し、市役所こども支援課へ の手続きが遅れた場合

⇒過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合があります。手続きは早めに行うようご注意ください。※年金申請をされた場合は、支給額が決定するまでに時間がかかることがあります。



①受給できる方

日本国内に住所があり、0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの児童を養育している方

②手当額

(月額)

所得制限なし

児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から18歳年度末まで	10,000円	30,000円

※養育する児童（0歳から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

③支給の時期と方法

原則として、毎年4月、6月、8月、10月、12月、2月の15日に、2ヵ月分の手当が指定の金融機関に振り込まれます（15日が土・日・祝日にあたる場合は、その前の平日が支払日となります）。

※現況届：一部の方を除き原則提出不要となりました。提出が必要な方には、6月頃書類をお送りしますので、ご提出をお願いいたします。提出がない場合は、手当が差止となります。



特別児童扶養手当

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

精神又は身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方です。（里親を含みます。）障がいのある子どもとは「子どもの障がいの基準」のいずれかの障がいの状態に該当する子どもをいいます。手当を受給するためには申請が必要です。申請した翌月から対象となります。

※受給資格者になられた方は、毎年8月12日頃から9月11日頃までの間に所得状況届の提出が必要です。

◆受給できないのは

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障がいによる公的年金を受けられることができるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

所得制限あり

②手当額

（月額）【令和8年4月

～】

障がいの状態	1級（重度）	2級（中度）
1人について	58,450円	38,930円

③支給の時期と方法

支給月は原則として年3回、4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に4ヶ月分ずつ指定の金融機関に振り込まれます。

④所得制限

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。

※ただし、申請する方やその配偶者、及び同居等の生計を同じくする扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

所得額（控除後の所得額）とは・・・
年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円（社会保険料相当額）－諸控除

所得制限額（令和7年度）

【単位：円】

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000	6,287,000
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000
5	6,496,000	7,388,000

※所得制限額未満の場合に支給となります。

障害児福祉手当

問い合わせ先：こども支援課

①受給できる方

20歳未満で日常生活において常時の介護を必要とする一定の障がい程度の方に手当が支給されます。ただし施設に入所している方や障がいを支給事由とする公的年金を受給している方は対象外となります。

②手当額：月額16,560円（令和8年度）

③支給の時期と方法

原則として年に4回（5月、8月、11月、2月）に指定の金融機関に振り込まれます。

所得制限あり

《医療費》

ひとり親家庭等医療費

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

① 受給できる方

母子家庭、父子家庭、養育者家庭（父母がいなかったため親に代わって子どもを育てている家庭）、または父（母）に一定の障がいのある家庭

所得制限あり

◆ 上記の家庭において、18歳に達した日の属する年の年度末までの間にある子どもと、その子どもを養育している方が助成の対象です（一定の障がいがある子どもは20歳まで）。

② 内容

入院または通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。なお、保険外診療自己負担分（健康診断・予防接種費用など）は対象になりませんので、ご注意ください。

③ 所得制限

前年（1月から7月までは前々年）の所得が下表の限度額以上の場合は、その年は対象になりません。

所得制限限度額表

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者・孤児などの養育者
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人	3,600,000円	3,880,000円
5人	3,980,000円	4,260,000円

子ども医療費

問い合わせ先：こども支援課

① 受給できる方

0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの児童 ※所得制限はありません。

※ただし、『重度心身障害者医療費受給資格』『ひとり親家庭等医療費受給資格』に該当する方はそちらの助成となります。

② 内容

18歳に達した後の最初の3月31日までのお子さんがかかった医療機関の医療費の自己負担金を助成します。この助成を受けるには、出生日または転入日の翌日から15日以内に申請し、登録する必要があります。登録後に「子ども医療費受給資格者証」を交付します。なお、保険外診療自己負担分（健康診断・予防接種費用など）は対象になりませんので、ご注意ください。

《その他の支援・制度》

JR 通勤定期の割引

母子 父子

問い合わせ先：こども支援課

① 対象となる方

児童扶養手当受給中（支給停止中の方は除く）世帯の世帯主、または世帯員

② 内容

対象となる方がJRを利用する場合、通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。

※ただし学生割引などの他割引制度との併用はできません。

◆ あらかじめ、資格証明書の交付を受ける必要があります。詳細につきましては、担当課へお尋ねください。

所得制限あり

国民健康保険税の減免

問い合わせ先： 国保医療課

産前産後期間の保険税軽減制度（所得に関係なく受けられます）

令和5年1月1日以降に出産(妊娠85日以上、早産・死産・流産を含む)された国民健康保険の被保険者の方が利用できる制度で、届出により出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)分の国民健康保険税が減額されます。

国民年金保険料の減免制度

問い合わせ先： 市民課

収入の減少や失業等により、国民年金保険料を納めることが難しくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料を「免除」または「猶予」する制度がありますので、ご相談ください。

免除・納付猶予制度

申請者本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、所得額に応じて保険料が全額・一部免除となったり、または納付が猶予(先送り)されたりする制度です(退職・倒産・事業の廃止などを理由として申請する場合、特例認定の制度があります)。

学生納付特例制度

所得の少ない学生が申請し、承認されることで国民年金保険料が猶予される制度です。

※大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校等に在籍されている方が対象です。

産前産後期間の保険料免除制度（所得に関係なく受けられます）

平成31年2月1日以降に出産(妊娠85日以上、早産・死産・流産を含む)された国民年金第1号被保険者の方が利用できるお得な制度で、届出により出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を全額納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます(平成31年4月1日施行のため、それ以降の期間が対象となります)。

育児期間の保険料免除制度（所得に関係なく受けられます）

令和8年10月1日から、1歳になるまでの子(法律上の親子関係がある子(実子および養子)及び、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童)を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母の保険料が免除される制度が始まります。

子を養育する要件として、以下のすべてを満たしている必要があります。

- (1)子と身分(親子)関係が継続していること
- (2)子と同一住所であること

育児免除期間として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※受付は、令和8年10月1日からです。



《教育費》 〈補助・減免〉

就学援助

問い合わせ先：学校教育課

〔小・中学校〕

入間市立小・中学校に通う児童生徒または入間市立小・中学校へ入学予定の児童がいる保護者のうち経済的に困りの方へ、学校で必要な諸経費の援助を行っています。

内 容	学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費等	所得制限あり
対 象	生活保護を受けている方・経済的に困窮している方 ※私立の小・中学校に通う児童生徒は対象外です。	
申請方法	専用の申請フォームに必要事項を入力し、申請してください。 詳細は入間市役所ホームページ、就学援助制度のご案内をご確認ください。 ※毎年度、申請が必要です。 ★詳しい情報は こちら ・・・	



特別支援教育就学奨励費

問い合わせ先：学校教育課

〔小・中学校〕

所得や世帯状況に応じ、入間市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品購入費や校外活動費、給食費（中学校のみ）等の援助を行っています。

対象者	入間市立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者
-----	--------------------------------

高等学校等の教育費補助・減免制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等に通う生徒の修学を支援するため、入学料・授業料の補助・減免制度や授業料以外の教育費の補助制度など、さまざまな修学支援制度があります。

◎国が実施・・・[国公立・私立]：高等学校等就学支援金 【新制度】 所得上限がなくなりました

◎埼玉県が実施・・・[国公立]：入学料減免制度：入学料を免除する制度

[私 立]：父母負担軽減事業補助制度：県内在住で埼玉県認可の私立高等学校等に通う世帯へ入学料、授業料、施設費等の一部を補助する制度

所得制限あり

◆ 申請方法：いずれも詳しくは学校の案内に従って手続きをお願いします。

問い合わせ先

[国公立] 各学校 または 埼玉県教育局財務課（☎048-711-7012 コールセンター）

[私 立] 各学校 または 埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」（☎048-830-2725）

高校生等への
修学支援



県立高等学校の
授業料・入学料



私立高等学校等の
授業料軽減



〈給付〉

高等学校等奨学給付金制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等に入学した高校生等がいる世帯で、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がいずれも非課税（0円）である世帯は、申請により返還不要の奨学給付金が受けられます。

所得制限あり

国公立高等学校等
奨学のための給付金



私立高等学校等の
奨学給付金



※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。

◆申請方法：いずれも在学学校へ申請します。

問い合わせ先

【国公立】各学校 または 埼玉県教育局財務課（☎048-711-7012 コールセンター）

【私立】各学校 または 埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」（☎048-830-2725）

〈貸付〉

埼玉県高等学校等奨学金制度

問い合わせ先：下記のとおり

高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。貸与ですので、高等学校等卒業後に生徒本人が返還する必要があります。連帯保証人は不要です。中学3年生時に申請すると高校進学前に借入れが可能です。

対象者	①高等学校に在学する生徒、または進学予定の中学3年生であること ②保護者等が埼玉県内に居住していること ③在学学校の校長から推薦を受けること ④経済的理由により修学が困難であること	
区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000円/月 ② 20,000円/月 ③ 25,000円/月	① 50,000円 ② 100,000円
私立高等学校等	① 20,000円/月 ② 30,000円/月 ③ 40,000円/月	① 100,000円 ② 250,000円

所得制限あり

☆中学3年生の場合は、進学先が決まってから貸与額を選択します。

奨学金について



募集時期と申請方法：

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校（進学後は進学先の高等学校等）から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。

※令和8年度の募集時期はまだ未定です（貸与方法、貸与時期は下記を参考にしてください）。

【参考】令和7年度の例です。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和7年11月～8年1月 （中学3年生時申請）	2回に分けて 貸与	前期：令和8年2月下旬以降（入学一時金・月額奨学金6ヶ月分）
		後期：令和8年10月以降（月額奨学金6ヶ月分）
令和8年4月 （高等学校等入学後申請）	一括で貸与	一括：令和8年6月下旬以降（入学一時金・月額奨学金12ヶ月分）

奨学金

問い合わせ先

各学校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当（☎048-711-7012コールセンター）

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子 父子 寡婦

問い合わせ先：埼玉県西部福祉事務所 049-283-6780

〔小・中・高・大学等と全般〕

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子、寡婦に対し、経済的な自立や扶養している子の福祉増進のために必要な資金を埼玉県が貸付けをする制度です。
※パンフレット・申請書はこども支援課にあります。

◆貸付の内容

就学支度・修学・修業（子の学費については原則無利子）

就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚
（連帯保証人を立てる場合は無利子・立てない場合は年利1.0%）

一部
所得制限あり

日本学生支援機構

問い合わせ先：日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301（ナビダイヤル）

〔大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）専門学校〕

経済的な理由で学び続けることをあきらめずにすむよう、授業料等の減免と給付型奨学金により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支えます。大学等に在学中の人も、条件を満たせば支援を受けられるので、確認してみましょう。

◆詳しい情報はこちら・・・

・文部科学省の特設サイト
「[高等教育の修学支援新制度](#)」
をご覧ください。



・奨学金に関するより詳しい情報は、
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
「[奨学金の制度](#)」をご覧ください。



◆奨学金の申込みについて ⇒ 在学する学校

◆奨学金の貸与・給付及び返還について ⇒ 奨学金相談センター（月～金、9時～20時）

※土日祝日、年末年始を除く ※通話料がかかります。）

国の教育ローン

問い合わせ先：日本政策金融公庫 0570-008656

月～金 9：00～19：00 土・日・祝日・年末年始を除く

〔対象となる学校〕

修学年限が3ヶ月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする次の教育施設です。ただし、大学等であっても在籍する課程や学校教育法によらない学校については、対象とならない場合があります。

- ・大学、大学院（法科大学院などの専門職大学院を含みます。）短期大学、専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）
- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
- ・外国の高等学校、短期大学、大学、大学院、語学学校など
- ・その他職業能力開発校などの教育施設

◆詳しい情報はこちら・・・

・日本政策金融公庫の特設サイト
「[国の教育ローン](#)」
をご覧ください。





3 子ども・教育のこと

保育施設など

問い合わせ先：保育幼稚園課

施設の利用にあたっては、教育又は保育の認定を受ける必要があります。認定の区分により、お子さんをお預かりできる施設・時間が異なります。申込方法は施設によって異なります。

区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間	利用申込みの要件	申込方法
1号 認定	3歳以上	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)	標準時間：4時間	特にありません。	施設を通じて 市に申込み
2号 認定	3歳以上	保育所(園) 認定こども園 (保育所部分)	標準時間：11時間 短時間：8時間	保護者が次のいずれかに 該当し、保育の必要が あると認められる場合 ①就労②出産(産前・産 後)③疾病等 ④看護、介 護 ⑤災害復旧 ⑥就労 予定(求職活動中)⑦就学 など	市に直接申込み
3号 認定	3歳未満	保育所(園) 認定こども園 (保育所部分) 小規模保育施設			

保育所(園)

保育所(園)は、児童福祉法に規定する児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない児童を保護者の希望により保育するところです。市内には、市が運営する公立保育所と、社会福祉法人・学校法人等が運営する民間保育園があります。

地域型保育

保育認定を受けたお子さん(0歳～2歳児)を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成する施設です。

◆小規模保育：少人数(定員6人～19人)を対象に、きめ細かな保育を行います。

認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。ここでは、3歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、3歳未満の児童については保育が行われます。

※保育料は市の基準により決定しますので、施設ごとの差はありません。

幼稚園

問い合わせ先：保育幼稚園課

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の児童を教育し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

乳児等通園支援給付(こども誰でも通園制度) 問い合わせ先：保育幼稚園課

6か月から満3歳未満の保育所等※に通っていない子どもが、月10時間までの利用可能枠の中で就労等に関わらず保育所等に通園できる制度です。利用料金は施設によって異なります。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	利用時間	備考
むさし保育園	04-2902-6926	東町6-1-13-1	6か月～ 満3歳 (3歳の前々日)	平日 9:00～11:00	民間

※認可外保育施設のみを利用している方は、併用可能ですが、企業主導型保育事業所を利用している場合は、利用できません。

※市外施設を利用することも可能です。

一時的な預かりなど

問い合わせ先：保育幼稚園課

※利用料金等詳細については、ご希望の施設に直接お問い合わせください。

※直接施設に申込みをしてください(手続きとして申込書の提出、面接等があります)。

一時預かり保育

保護者が仕事や病気等の理由で、週1日から週3日程度の保育が必要な場合、または出産、介護、冠婚葬祭、その他家庭保育が一時的に困難となった場合に保育所等でお子さんを保育します。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間	備考
藤沢保育所	04-2962-4044	東藤沢8-12-27	1歳～	平日 8:30～16:30	公立
藤沢第二保育所	04-2962-3680	下藤沢3-36-1	1歳～	平日 8:30～16:30	公立
いるま保育園	04-2962-8253	東町4-1-24	8ヶ月～	平日 8:30～16:30	民間
おおぎ第二こども園	04-2963-0007	豊岡1-8-24	3ヶ月～	平日 8:30～16:30	民間
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2586	下藤沢4-1-9	3ヶ月～	平日 9:00～17:00	民間
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	1歳～	平日 7:30～18:30 休日 8:00～19:00 ただし、第5日曜日除く。 また、夏季及び年末年始に休みあり。	民間
夢の森ほのほのハニー保育園	04-2936-9016	新光233-1	1歳～	平日 8:30～16:30	民間
子育て家庭支援 センターあいくる	04-2966-2848	豊岡1-8-39	6ヶ月～ 3歳	平日および第2土曜日 ※土曜日は応相談 9:00～15:00 ※時間外応相談	民間

※ChaCha Children Iruma、どろんこ保育園、すくすく保育園は令和8年4月現在一時預かり事業を休止しています

休日保育

日曜日や祝日に保護者の勤務などで、児童の保育が必要な場合に、1日単位で保育が利用できます。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
みつばち保育園	04-2901-0328	扇台2-3-31-1	1歳～	8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。 また、夏季及び年末年始に休みあり。

病後児保育

病気の回復期で集団保育が困難なお子さんを、保護者の勤務などで保育ができない場合に一時的に保育を行います。

施設名	電話番号	所在地	対象年齢	保育時間
武蔵藤沢めぐみ保育園	04-2941-2583	下藤沢4-1-9	1歳～就学前	平日8：00～17：00

子育て短期支援事業(ショートステイ)

問い合わせ先：こども支援課

保護者の病気、育児疲れ、その他の理由により、家庭でお子さんを一時的に養育できない場合、満2歳から小学校6年生までのお子さん（病児等を除く）を児童養護施設・里親で預かります（利用にあたっては、事前申請と児童養護施設等での面接が必要となります。また、所得に応じた利用料金が発生します）。

ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ先：いるまファミリー・サポート・センター（入間市社会福祉協議会内）
電話04-2964-2666 FAX04-2963-1072

子育てのお手伝いが必要な方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（提供会員）が会員登録をし、地域の中で子育てを助け合う有償ボランティア活動を行っています。

活動内容	保育所（園）・学童保育室の開始前や終了後の預かりや送迎、保護者の外出やリフレッシュによる預かり。 ※原則、病児の預かりは行いません。		
対 象	0歳～小学6年生まで		
謝 礼	謝礼の基準額		
	月～金曜日	7：00～19：00	1時間700円
		上記以外	1時間800円
	土日祝日・年末年始	終日	1時間800円
	※交通費・おやつ代等は実費負担となります。 ※当日にキャンセルする場合は、キャンセル料がかかります。		

子育て緊急サポート事業

問い合わせ先：緊急サポートセンター埼玉 048-297-2903

病児・病後児の預かり等を行う、利用会員とサポート会員による会員同士の相互援助（有償）事業です。※利用する場合は、会員登録（無料）が必要です。

登録は、ホームページ <https://iruma.sugo-roku.com> からできます。

活動内容	病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、緊急を伴う預かりや送迎		
対 象	0歳～小学6年生まで		
謝 礼	謝礼の基準額		
	月～日曜日	8：00～20：00	1時間 1,000円
		上記以外	1時間 1,200円
	宿泊	18：00～翌9：00	1泊 10,000円
	※交通費・おやつ代等は実費負担となります。 ※前日、当日に取消する場合はキャンセル料がかかります。		

子育て援助活動支援事業利用料助成制度

問い合わせ先：こども支援課

ファミリー・サポート・センター事業および子育て緊急サポート事業の利用料の一部を助成します。
※この制度を利用するには、事前に利用料助成登録が必要です。

対 象	- 生活保護を受けている世帯 - 市町村民税が非課税である世帯 2人以上の児童がいる世帯（同月に2人以上の児童が利用した場合）
助成額	利用料の2分の1（各事業1ヶ月あたり1万円を限度とします） ※交通費、飲食代、おむつ代等の実費分およびキャンセル料を除きます。

学童保育室

問い合わせ先：青少年課

保護者が就労などにより家が常時留守となる児童を学童保育室で保育を行います。

対 象	小学1年生～6年生
保育時間	月～金曜日は下校時～19：00 土曜日・学校休業日は、7：30～19：00 ※延長が必要な場合は、前後30分の延長利用が可能。（別途申請が必要）
保育料	月額10,000円
保険料	年額1,000円

※市民税が非課税の世帯は保育料の減額を受けることができます。

ひとり親家庭等児童学習支援事業

母子

父子

問い合わせ先：こども支援課

ひとり親家庭等の中学生・高校生の学習支援および進路相談、学校生活の悩み相談等、お子さんの居場所づくりや学習意欲の向上、予習復習の習慣づけ、学び直しのお手伝いをする事業です。

場 所	市内地区センター等
対 象	児童扶養手当の受給者世帯（ただし、生活困窮世帯の児童を対象とする学習支援事業を利用していない世帯）の中学生、高校生
費 用	無料

こども食堂など

問い合わせ先：社会福祉協議会（こども食堂ネットワークいるま）

市内には、企業や個人の方からの寄付などを集め、こどもたちに無料または低額で食事を提供している「こども食堂」がたくさんあります。

また、無料の食料配布会「フードパントリー」、自由な遊び場「プレーパーク」、地区センターなどで無料の勉強会を開催する「学習支援教室」など、こどもたちが安心して過ごせる居場所や、食事・学習の支援をする、さまざまな活動もあります。

詳しくは、入間市社会福祉協議会に事務局のある「こども食堂ネットワークいるま」のホームページをご覧ください。



[ホームページ](#)



4 住まい・暮らしのこと

公営住宅

問い合わせ先：都市計画課

市営住宅	『市営住宅入居者の募集』については、都市計画課までお問い合わせください。
県営住宅	『県営住宅入居者の募集』は年4回（1月・4月・7月・10月）
申 込	※募集案内の書類は、募集月に都市計画課、各地区センター（分館を除く）の窓口で配布

市営住宅・県営住宅に入居を希望されるひとり親、寡婦(夫)家庭の方には入居抽選時に当選確率を高める優遇制度があります。

経済的な困りごと相談(生活困窮者自立相談支援) 問い合わせ先：総合相談支援室

「収入が足りない」「仕事がない」「家賃を払えない」「借金を返せない」など、経済的な困りごとに対して、一人ひとりの状況に応じてサポートします。専任の相談員が、困りごとを聞き取り、どのような支援が利用できるか、一緒に考えます。関係機関や制度、ボランティア団体などの支援を得ることもあります。お気軽にご相談ください。

住居確保給付金

問い合わせ先：生活支援課

離職等によって、住居を喪失又は喪失するおそれのある方に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。対象者は就労能力及び意欲があり、世帯の収入と金融資産が基準額以下の方です。住居確保給付金の受給中は、就労支援員等による就労支援を受け、所定の就職活動を行う必要があります。

生活保護

問い合わせ先：生活支援課

病気や失業などで収入が少なく生活に困っている方に対しては、生活保護の制度があります。世帯の収入が最低生活費（基準）を下回るなどの条件を満たす方が対象です。資産、稼働能力、他の制度、扶養義務者の援助など、生活保護に優先して活用できるものの有無を調査して利用を決定します。

市・県民税

問い合わせ先：市民税課

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有するひとり親について、「ひとり親控除」を受けることが出来る場合があります。

ひとり親とは、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- (2) 生計を一にする子がいること。（この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下（令和8年分申告より62万円以下）で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。）
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

「ひとり親控除」の要件や申請方法については担当課へお問い合わせください。





5 しごと・資格取得のこと 《資格取得の支援》

入間市自立支援給付金制度

母子

父子

問い合わせ先：こども支援課

自立支援教育訓練給付金（資格取得に関わる受講料等の助成制度）

母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職に必要な資格取得のため指定講座を受講した場合、修了後に受講料の一部が支給されます。

◆担当窓口にて電話予約のうえ、事前相談及び事前に対象講座指定申請が必要です。

対象者	入間市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件をすべて満たす方 ①入間市母子・父子自立支援計画に基づく支援を受けていること。 ② 就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること ③ 過去にこの給付金を受給していないこと
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練講座、厚生労働省が別に定めた講座など 『一般教育訓練給付金』『特定一般教育訓練給付金』『専門実践教育訓練給付金』
主な資格名	介護職員初任者、介護実務者、医療事務 等



支給額

雇用保険からの支給	支 給 額
雇用保険の被保険者でない、又は被保険者の期間が短く支給がない方	・『一般（特定一般）教育訓練給付金』は受講料の60%：上限20万円を支給 ・『専門実践教育訓練給付金』は受講料の60%：上限は修学年数×40万円（最大160万円）を支給 ※いずれも12,000円を超えない場合は支給できません
雇用保険の支給を受けられる方	・受講料の60%から、雇用保険法に基づく『一般』『特定一般教育訓練給付金』『専門実践教育訓練給付金』の支給額を差し引いた額を支給（差し引いた額が12,000円を超えない場合は支給できません）

★教育訓練給付金の対象講座は

『[厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム](#)』でご覧になれます。➡



～手続きの流れ～

申し込む前に相談

- ・こども支援課にて自立支援計画作成・事前相談
- ・ハローワークで教育訓練給付金の受給資格の確認

対象講座指定申請

- ・「対象講座指定申請書」に必要書類を揃えて申請

審査会

- ・対象講座指定を受けたら、養成機関へ申込みをして受講を開始

講座を受講

- ・受講を修了したら…30日以内に支給申請

支給申請

- 雇用保険の教育訓練給付金受給資格がある方は先にハローワークで支給申請を行い、「支給・不支給決定通知書」と他必要書類を持参のうえ、こども支援課へ支給申請
- 雇用保険からの支給がない方は、「支給申請書」に必要書類を添付しこども支援課へ
- ・受講後の資格取得や就職について活用状況などの確認をさせていただきます。

審査

支給決定

- ・『専門実践教育訓練給付金』の講座を受講後、取得した資格で1年以上以内に就職した場合、追加で支給される場合があります。

給付金支給

★資格を仕事に活かしましょう。お仕事探しのご相談も受け付けています。

高等職業訓練促進給付金（資格取得に関わる生活費の助成制度）

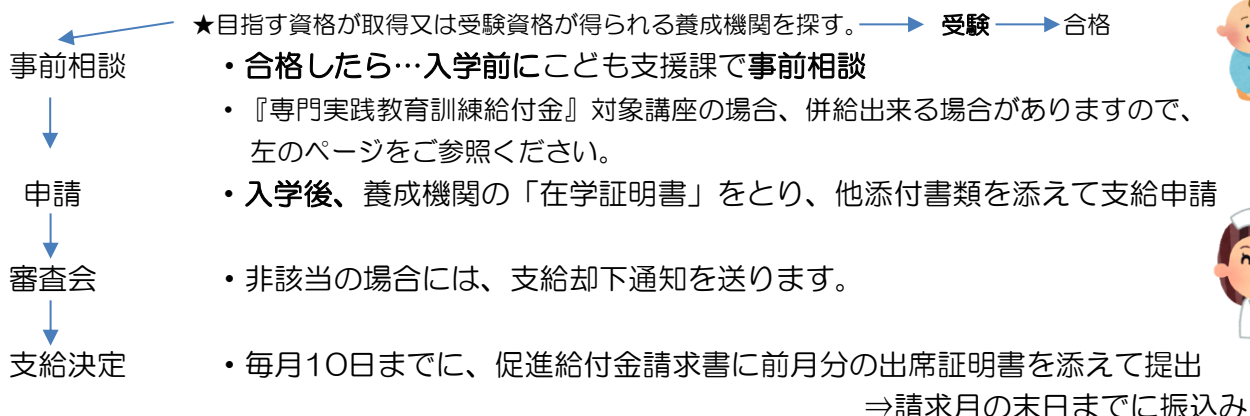
◆事前相談が必要です

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するための養成機関で修業する期間、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

対象者	入間市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件をすべて満たす方 ①児童扶養手当の支給を受けている方又は同等の所得水準にあること（ご不明な方ご相談ください） ②対象資格の養成機関で6ヶ月以上修学し、その資格の取得が見込まれる方 ③就業または育児と、修業の両立が困難と認められる方 ④過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていない方		
支給内容		非課税世帯	課税世帯
	高等職業訓練促進給付金 （4年以上の履修が必要な資格の場合上限4年。 准看護師課程から引き続き看護師課程の履修も含む）	月額100,000円	月額70,500円
	最終学年の12ヶ月	月額140,000円	月額110,500円
	修了支援給付金 ※修了後に支給	50,000円 （1回限り）	25,000円 （1回限り）
主な資格名	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、調理師 シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格 等		

☆制度の一部改正等がある場合は、市のホームページにてお知らせします。

～手続きの流れ～



～高等職業訓練促進給付金の受給者に対しての貸付制度～

『埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業』

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）と就職準備金（20万円以内）の貸付があります。養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内で、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合、借った資金の返済が免除されます。

※ひとり親家庭の親の自立を支援することを目的とした同種の貸付「介護福祉士修学資金」や「保育士修学資金」や給付金「専門実践教育訓練給付金」「一般教育訓練給付金」等を受けていない方が対象。

問い合わせ先：

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課
 電話：048-824-3370



《就労支援》

ひとり親就労サポート事業

児童扶養手当を受給されている方が就職活動をする場合、ハローワークとこども支援課で就労・自立に向けて連携支援を行う事業です。参加申込みをすると、ハローワークの支援員が専任で担当し、相談日時予約が可能となります。ハローワーク所沢・ハローワーク飯能・入間市役所1Fふるさとハローワーク等で求人検索・紹介だけでなく、履歴書の書き方、面接対策など自立支援員も一緒にお手伝いいたします。

埼玉県西部福祉事務所の就業相談

ひとり親家庭の母、父、若しくはそのお子様、また、現在離婚を考えている方の就職・転職活動をお手伝いいたします。埼玉県西部福祉事務所の就業支援専門員が電話や面接による就業相談に応じます。どんな仕事があるのか？正社員を目指したいけれどブランクがあるので不安…。等の相談もできます。直接予約をしていただき、面接は市役所の相談室で行います。

就労相談窓口一覧

名 称	問い合わせ先	利 用 時 間
ハローワーク所沢 (所沢市並木 6-1-3)	☎04-2992-8609	月～金曜日 8:30～17:15 (土・日、祝日、年末年始を除く)
ハローワーク飯能 (飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎 1 階)	☎042-974-2345	
ハローワークプラザ所沢 ＜マザーズコーナー併設＞ (所沢市並木 2-4-1 航空公園駅ビル 2 階)	☎04-2993-5334	月～金曜日 9:00～17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
入間市ふるさとハローワーク (市役所 1 階・正面左側)	☎04-2962-8609	月～金曜日 10:00～17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)
内職相談 (市役所 1 階・正面左側)	☎04-2962-9272	内職相談室 月・火・木・金(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
埼玉県西部福祉事務所 就業支援専門員	☎049-283-6780	電話⇒面談(市役所にて出張就業相談) 就業相談・職業適性診断・履歴書の作成等

※求職活動はどちらのハローワークでもできますが、給付金に関しては居住する管轄(*)のハローワークに限られますのでご注意ください。

* 管轄区域：ハローワーク所沢：入間市居住で野田・仏子・新光以外の方
ハローワーク飯能：野田・仏子・新光に居住されている方



女性就労・キャリアアップ支援事業

問い合わせ先：人権推進課

04-2964-2536

働く意欲を持つ女性が、自身のライフスタイルに応じて生き生きと働き、その能力を十分発揮できるよう支援するため、各種セミナーや女性のための個別就労相談を実施しています。個別就労相談では、お仕事や働き方、プライベートとの両立など働くことに関する色々な不安や悩みをご相談いただけます。雇用保険受給資格者には参加証明書を発行します。詳しくは人権推進課へお問い合わせ下さい。個別就労相談の詳細については下記二次元コードより[ご覧ください。](#)





6 こどもの未来のための新しいルール

こどものことを一番に考えて離婚後の親の責務を明確化

親権、養育費、親子交流などについてのルールが新しくなりました

☆令和6年5月に民法が改正され、令和8年4月から施行されました。

見直された主な項目は…

- ① 親の責務に関するルールの明確化
- ② 親権に関するルールの見直し（共同親権等）
- ③ 養育費の支払確保に向けた見直し
- ④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ⑤ 財産分与に関するルールの見直し
- ⑥ 養子縁組に関するルールの見直し …など



例えば…

☆何が変わったの？

- ・ 離婚時に単独親権か共同親権か選択できることになりました。
(今回の改正法の施行によって自動的に共同親権に変更されることはありません。)
- ・ 共同親権の場合、こどもに関する重要事項は父母双方で決定します。
- ・ 父母の意見が合意しないときは、家庭裁判所で父母のどちらかが1人でその事項を決められるようにする手続きもあります。

☆変わらないことは？

- ・ こどもの利益が最優先であること
- ・ 養育費や親子交流の重要性
- ・ こどもの日常生活に必要な判断は日常的に行えること

☆配慮されるケース

- ・ DVや虐待の恐れがある場合
- ・ 父母間の協議が困難な場合
- ・ こどもの安全や利益が損なわれる恐れがある場合

⇒ こどもの安全や利益を最優先に考えて判断されます。



～ここからは、下記資料をもとにポイントをお伝えいたします～

※ なお資料をご覧になりたい方は、二次元コードからご覧ください。

- ・ 法務省民事局の『[父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました](#)』

2026年1月改訂のパンフレット



- ・ こども家庭庁の『[こどもの未来のための 新しいルール](#)』のリーフレット



① 親の責務に関するルールの明確化

父母が、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことなどが明確化されました。

—子どもの人格の尊重—

父母は、子どもが心も体も元気でいられるように育てる責任があります。

子どもの意見をよく聞き、人格を尊重しなければなりません。

「親の責務に関するルールの明確化」

の詳しい情報は[こちらから](#)

—子どもの扶養—

父母は、子どもを扶養する責務を負います。この扶養の程度は、子どもが親と同じくらいの生活を送れる水準でなければなりません。



—父母間の人格尊重・協力義務—

父母は、子どものためにお互いの人格を尊重し協力しなければなりません。次のような行為は、この義務に違反する場合があります。

- 暴行、脅迫、暴言等の相手の心身に悪影響を及ぼす言動や誹謗中傷等
- 他方の親による日常的な子どもの世話を不当にじゃますること
- 特段の理由なく他方の親に無断で子どもを転居させること
- 父母間で親子交流の取り決めがされたにもかかわらず、その一方が、特段の理由なく、その実施を拒むこと …など

★DVや虐待から避難するために必要な場合などはこの義務に違反しません。

—すべては子どもの利益のために—

親権は子どもの世話やお金や物の管理など、子どもの利益のために使わなければなりません。

② 親権に関するルールの見直し（共同親権等）

これまでは離婚後は1人だけが親権を持つ『単独親権』でしたが、改正により、『単独親権』の他に、父母2人ともが親権を持つ『共同親権』の選択ができるようになりました。

父母の離婚後の親権者

—親権者の定め方—

- ・協議離婚の場合・・・父母が、その協議により親権者を双方とするか、その一方にするかを定めます。
- ・父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合・・・家庭裁判所が父母と子どもとの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮した上で、子どもの利益の観点から、単独親権か共同親権かを定めます。この裁判手続きでは、家庭裁判所は、父母それぞれから意見を聴き、子どもの意思を把握するよう努めなければなりません。

★次のような場合には家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされています。

- 虐待のおそれがあると認められるとき
 - DVのおそれ、その他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき
- ※殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴う虐待・DVに限定されません。
- ※また、これらの場合以外にも、共同親権と定めることで子どもの利益を害すると認められるときは、裁判所は必ず単独親権を定めることとされています。

—親権者の変更—

離婚後の親権者については、子どもの利益のため必要であると認めたときは、家庭裁判所が、子ども自身やその親族の請求により、親権者の変更をすることができます。親権者の変更の場合も、虐待・DV等のおそれがあると認められるときは、家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることになります。

親権の行使方法

父母2人ともが親権を持つ【共同親権の場合】

— 日常のことは、一方の親で決められる —

— 大切なことは父母で話し合う —

父母の意見が対立するときには、家庭裁判所で、父母のどちらか1人でその事項を決められるようにする裁判を受けることもできます。

★一方の親が決められる緊急のケース★

暴力等や虐待から逃れるために引っ越すこと、病気やけがで緊急の治療が必要な場合などは、父母のどちらも1人で決めることができます。

監護についての定め

父母の離婚後のこどもの監護の分担・監護者の権限が明確化されました。

「親権者の決め方は？」「こどもの世話（監護）についての決まりは？」などの詳しい情報は

[こちらから](#)



③ 養育費の支払確保に向けた見直し

こどもの生活を守るため、養育費を確実に、しっかりと受け取れるように新たなルールの創設やルールの見直しが行われました。

— 取り決めの実効性の向上 —

文書で養育費の取り決めをしていれば、支払いが滞った場合にその文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申し立てができるようになります。

— 暫定的に請求することができる養育費（法定養育費）の新設 —

離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる制度です。離婚後もこどもの生活が守られるよう設けられました。養育費が決まるまでの暫定的、補充的なものです。

★法定養育費は父母間で取り決めるべき養育費の標準額や下限額を定めるものではありません。

— 裁判手続きがスムーズに —

家庭裁判所は、養育費に関する裁判手続きをスムーズに進めるために収入情報の開示を命じることができることとしています。また、養育費を請求する民事執行の手続きでは、地方裁判所に対する1回の申立てで、財産の開示、給与情報の提供、判明した給与の差し押さえに関する手続きができるようになります。

「養育費の支払い確保に向けた変更点」の
詳しい情報は[こちらから](#)



・・・養育費とは・・・

養育費とは、子育てに必要な費用のことです。一般的には、こどもが経済的・社会的に自立すべき時期（例えば、大学卒業）までに要する、こどもの衣食住、教育、医療費に必要なお金です。親権の決め方にかかわらず、父母はお互いの収入等に従って養育費を分担する必要があります。養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。

④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し

この詳しい情報は[こちらから](#)

親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

—親子交流の試行的実施—

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。家庭裁判所はこどものために最優先に考え、実施が適切かどうかや調査が必要かなどを検討し実施をうながします。

—婚姻中別居の場合の親子交流—

—父母以外の親族とこどもの交流—

・・・親子交流とは・・・

親子交流とは、こどもと離れて暮らす親が、こどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。親子交流は父母それぞれの立場から、父母双方がこどものことを大切に思っていることを伝える方法の一つです。適切な親子交流は、こどもの健やかな成長と幸せにつながると考えられます。



⑤ 財産分与に関するルールの見直し

—財産分与の請求期間—

財産分与の請求期間が2年から5年に伸長されました。

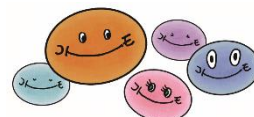
※（民法等改正法の施行前（令和8年3月31日以前）に離婚した夫婦が財産分与を請求することができる期間は離婚後2年となりますのでご注意ください。）

—財産分与の考慮要素—

これまで民法では財産分与にあたってどのような事情を考慮すべきかが明確に規定されていませんでした。今回の改正では、財産分与の目的が各自の財産上の衡平を図ることであることを明らかにした上で、考慮要素を例示しています。

—裁判手続きの利便性向上—

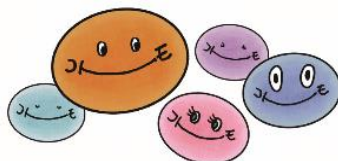
今回の改正では、手続きをスムーズに進めるために、家庭裁判所が、当事者に対して財産情報の開示を命じることができることとしています。



⑥ 養子縁組に関するルールの見直し

—養子縁組後、誰が親権者になるかが明確化されています—

—養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続きが新設されています—



・ ・ 取り決めの内容は書面で ・ ・

「養育費」と「親子交流」いずれも取り決めた内容は、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。）。

なお、取り決めやその後の変更は、**父母が話し合っ**て決めるのが一番です。当事者間で話し合いができないときは、**家庭裁判所に調停又は審判を申し立て**ることができます（通常はまず調停を行い、話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになります。審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが大切です。）。

父母で話し合う際の参考資料として ・ ・ ・

『こどものための共同養育計画書』（法務省2026年度版）があります。



☆自分たちだけで話し合うのが難しい場合は、P4～5の相談窓口、家庭裁判所、その他専門機関の支援を利用してください。

埼玉県内在住のひとり親世帯対象

共同親権等相談窓口
(埼玉県ひとり親福祉連合会)



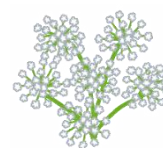
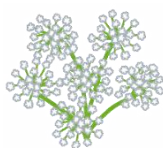
窓口詳細は P4 を参照ください

—財産分与とは別の制度です—

【離婚時の年金分割制度】（日本年金機構）

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後5年以内（令和8年4月1日前に離婚等した場合は2年以内）に手続きを行っていただく必要があります。

日本年金機構
離婚時の年金分割



—お問い合わせ先—

○改正法の詳細やQ&A形式の解説を、法務省のウェブサイトに掲載しています。

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html



親権・養育費・親子交流などの民法改正についてのQ&Aはこちら

Q&A形式の解説資料（民法編）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00377.html



Q&A形式の解説資料（行政手続・支援編）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00378.html



○家庭裁判所への申し立てを行うための手続、必要書類、費用等については・・・

裁判所ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp>



※全国の家裁裁判所の所在地等を調べることができます。また、家事調停手続き等の申立書書式、手続案内リーフレット、こどもに関する話し合いをするときに心がけたい事項についての説明動画等の情報が掲載されています。

○第三者を間に入れて話し合いをしたい場合やお仕事等の都合で家庭裁判所の調停手続き等を利用することが難しい場合

法務大臣の認証を受けた民間事業者によるADR（調停）

<https://www.adr.go.jp/>



○法律専門家（弁護士）に相談したい場合

日本弁護士連合会（法律相談のご案内）

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice.html（法律相談のご案内）



○法的トラブル解決のための一般的な法制度や相談窓口に関する情報提供

日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 家族の問題を取り扱っている解決サポートが掲載されています。



○養育費については・・・（利用時間はP.4をご覧ください）

養育費・親子交流相談支援センター（こども家庭庁委託事業）

フリーダイヤル 1201-965-419

info@youikuhi.or.jp (E-mail)

（携帯電話からは03-3980-4108）

<https://www.youikuhi-soudan.jp>



ODV・児童虐待の相談先

○ODVについては

DV相談ナビ「#8008」にお電話ください。

（お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。）



https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/O1.html

○児童虐待について相談したい場合

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にお電話ください。

（お住まいの地域の児童相談所につながります。）



<https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/gyakutai-taiou-dial>

公正証書については・・・

日本公証人連合会（公正証書について）

<https://www.koshonin.gr.jp>



※全国の公証役場の所在地等を調べることができるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報等が掲載されています。

離婚が頭をよぎったら...



法務省
離婚を考えている方へ



入間市の情報

入間市 LINE
公式アカウント



ぐーぐすだーだ
(入間市の子育て情報室)



入間市観光協会



埼玉県の情報

法テラス埼玉

さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館6F
0570-078312
050-3383-5375 (IP電話)



さいたま地方裁判所川越支部
さいたま家庭裁判所川越支部
川越簡易裁判所

川越市宮下町2-1-3



所沢公証人役場

所沢市西新井町20-10
04-2994-2323



埼玉県 LINE
公式アカウント



「住宅」

県営住宅に
ついてはこちら

埼玉県住宅供給公社



「仕事」

求 職 情 報

ハローワーク
インターネットサービス



厚生労働省
求職者支援制度のご案内



親と子のしおり ～ひとり親家庭の方へ～

令和8年7月発行

編集・発行

入間市役所 こども支援部 こども支援課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

電話 04-2964-1111

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>



